

岡山県勝央町立勝間田小学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年度

めざす子ども像

「自ら学ぶ 共に伸びる 笑顔の未来を創る」
 「自ら学ぶ」 挑む子 高める子 粘る子
 「共に伸びる」 認め合う子 支え合う子 伝え合う子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 子ども同士が関わり合い認め合う中で、自己肯定感を高め、信頼関係を築き、いじめをしない、させない子どもを育てる。・学校をあげた横断的な取組を推進するために、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、児童支援、担任(学年代表)、主任児童委員、町保健師、学校運営協議会長、PTA会長からなるいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。
 - いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを進める。
 - いじめの早期発見のために、毎月アンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共通理解する。
- <重点となる取組>**
・「いじめについて考える週間」において児童会が実施する取組を支援し、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校はいじめ問題への取組について保護者の理解を得ると共に、PTA研修会や学級懇談会等を利用していじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- 学校運営協議会において、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、PTA対象の研修会を実施する。
- 学校便り等でいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>**
 - 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>**
 - 年2回開催(9月、2月を予定 ただし臨時開催もある)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>**
 - 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。
- <構成メンバー>**
 - 校外
主任児童委員、学校運営協議会長、家庭教育専門員、PTA会長 SC SSW
 - 校内
校長、教頭、生徒指導主事(児童支援)、主幹教諭、(必要に応じて養護教諭、該当学年児童の担任と学年主任)

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 県教育委員会 ・町教育委員会
- <連携の内容>**
 - ネット/トラブルによる監視、保護者支援のためのSCの派遣
- <学校側の窓口>**
 - 教頭、生徒指導主事
- <連携機関名>**
 - 美作警察署 ・津山児童相談所 ・町健康福
- <連携の内容>**
 - 非行防止教室の実施
 - 定期的な情報交換、連絡会議の開催
- <学校側の窓口>**
 - 教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- (職員研修)
 - 教職員の人権意識の向上を図る研修を実施する。また、配慮を要する児童について共通理解を図る職員研修を、学期毎に実施する。
 - 教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
- (児童会活動)
 - いじめについて考える週間において、児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (人権意識を高める取組)
 - 人権集会や、人権週間の取組を実施し、児童の人権意識を高めることに努める。
- (居場所づくり)
 - 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - 学級づくりの取組として、学級遊びなど自主的な集団作りを支援する。
- (情報モラル教育)
 - ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。また、平常時より、必要に応じて指導を行う。

② 早期発見

- (実態把握)
 - 児童の実態把握のための「せいかつアンケート」を毎月実施し、また「いじめに関するアンケート」を1・2学期末に実施する。教育相談を随時行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、集団アセスメント「Hyper-QU」を年2回実施し、学級の実態把握に役立てる。
- (相談体制の確立)
 - 相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
 - 毎週火・金曜日の終礼時に、気になる児童の情報共有を行う。くらしのアンケートの集計を職員会議で配布し情報共有を行う。
- (家庭への啓発)
 - 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。HPに基本方針を載せて情報共有する。

③ いじめへの対応

- (いじめの有無の確認)
 - 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
 - いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
 - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
 - いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。